

## 会社計算規則の一部を改正する省令案に関する概要説明

### 第1 改正の趣旨

企業会計審議会は、平成30年7月5日、「監査上の主要な検討事項」の導入等に関する監査基準の改訂を行った。

また、企業会計審議会は、令和元年9月3日、監査報告書における意見の根拠の記載等に関する監査基準の改訂を行った。

本省令案は、これらを受け、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を行うものである。

### 第2 改正の内容

①継続企業の前提に関する注記に係る事項を、会社計算規則第126条第1項各号に掲げる事項に追加し（同項第4号）、同条第2項各号に掲げる事項（同項第1号）から削るとともに、②会計監査人が除外事項を付した限定付適正意見を会計監査報告の内容とする場合において会計監査報告の内容としなければならない事項（同条第1項第2号ロ）に除外事項を付した限定付適正意見とした理由を追加するほか、所要の整備を行うものとする。

### 第3 その他

#### 1 施行期日

公布の日から施行する予定である。

#### 2 経過措置

この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、令和2年3月31日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類の会計監査報告については、なお従前の例によるものとする予定である。

ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社の

令和元年12月31日以後に終了する事業年度に係る連結計算書類についての会計監査報告については、新会社計算規則の規定（新会社計算規則第126条第1項第2号ロの規定を除く。）を適用することができるものとする予定である。

以 上